び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令（平成二十六年総務省令第八十五号）第十五条に規定する還付された通知カード又は同令」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令」に改める。

第十九条の十二第六項第一号中「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令第十五条に規定する還付された通知カード又は同令」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令」に改める。

（所得税法施行規則の一部改正）

第二条　所得税法施行規則（昭和四十年大蔵省令第十一号）の一部を次のように改正する。

第七条第四項第二号を削り、同項第三号を同項第二号とし、同条第六項第二号中「第一条第一項第二号（通知カード記載事項が個人番号提供者に係るものであることを証する書類等）」を「第一条第二号（写真の表示等により個人番号提供者を確認できる書類）」に、「第四条第一号」を「第三条第一号」に改める。

第八十一条の六第一項第一号ロを削り、同号ハを同号ロとし、同項第二号ロ中「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令」に改め、「第十五条（国外転出者に対する通知カードの還付）に規定する還付された通知カード又は同令」を削る。

（内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律施行規則の一部改正）

第三条　内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律施行規則（平成九年大蔵省令第九十六号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第一号ロを削り、同号ハを同号ロとし、同項第二号中「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令」に改め、「第十五条に規定する還付された通知カード又は同令」を削り、同条第五項中「当該確認に係る」を削り、同条第八項第一号ロ中「第一条第一項第二号」を「第一条第二号」に、「第四条第一号」を「第三条第一号」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第十六号。以下「改正法」という。）附則第一条第六号に掲げる規定の施行の日（令和二年五月二十五日）から施行する。

（経過措置）

2　通知カード所持者（改正法附則第六条第一項に規定する通知カード所持者をいい、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後当該通知カード所持者に係る通知カード（改正法第四条の規定による改正前の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第七条第一項に規定する通知カードをいう。以下同じ。）に係る記載事項に変更があった者を除く。以下同じ。）が施行日以後に提示する当該通知カード所持者に係る通知カード及び租税特別措置法施行規則第十八条の十二第四項に規定する住所等確認書類に係る第一条の規定による改正前の租税特別措置法施行規則第十八条の十二第三項（同令第十八条の十五の三第二十一項（同令第十八条の十五の十第十九項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定の適用については、なお従前の例による。

3　通知カード所持者が施行日以後に提示する当該通知カード所持者に係る通知カード及び所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）第四十一条の二第一項又は所得税法施行規則第八十一条の六第二項に規定する住所等確認書類に係る第二条の規定による改正前の所得税法施行規則第七条第四項及び第八十一条の六第一項（同令第八十一条の十及び第八十一条の十七第二項の規定により読み替えて適用する場合並びに同令第八十一条の二十第一項、第八十一条の二十五第一項、第八十一条の二十九第一項、第八十一条の三十三第一項、第八十一条の三十六第二項及び第八十一条の三十八第一項並びに第一条の規定による改正前の租税特別措置法施行規則第三条の十七第七項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、なお従前の例による。

4　通知カード所持者が施行日以後に提示する当該通知カード所持者に係る通知カード及び内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律施行規則第四条第二項に規定する住所等確認書類に係る第三条の規定による改正前の内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律施行規則第四条第一項の規定の適用については、なお従前の例による。

5　通知カード所持者であって、施行日前に当該通知カード所持者に係る通知カードに係る記載事項に変更があったものが、改正法第四条の規定による改正前の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第七条第四項後段（同条第五項後段において準用する場合を含む。）の規定による措置を受けていない場合には、前三項の規定は、適用しない。

○厚生労働省令第九十八号

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）第五十一条第一項及び第七十七条第一項の規定に基づき、障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年五月十一日　　厚生労働大臣　加藤　勝信

障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（昭和五十一年労働省令第三十八号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（障害者介助等助成金） **第二十条の二**　障害者介助等助成金は、次に掲げる事業主に対して、機構の予算の範囲内において支給するものとする。ただし、事業主が第二号に掲げる事業主（同号イからハまでに係るものに限る。）に該当することにより当該助成金の支給を受ける場合においては、第三号の事業主に該当することによる当該助成金は支給しないものとする。	（障害者介助等助成金） **第二十条の二**　障害者介助等助成金は、次に掲げる事業主に対して、機構の予算の範囲内において支給するものとする。
一・二　（略）	一・二　（略）